

## 1 市町村と連携した復興の取組

### (1) 被災市町村との連携

復興の実現に向けて、県は、被災市町村の状況と復興に向けた考え方を十分に踏まえて計画を策定し、県の取組を重点的に進めるとともに、制度的、人的・技術的な面などから被災市町村の取組を最大限支援することが重要である。

このため、復興に向かって歩みを進めるに当たっては、被災状況や土地利用の状況、産業構造等の地域特性を十分に尊重しつつ、被災市町村の復興計画等の策定段階や実施段階など、それぞれのステージにおいて当該市町村との連携を図りながら、復興が着実に達成されるよう取組を推進する。

### (2) 内陸市町村との連携

今回の大震災津波においては、発生直後から被災地の後方支援活動拠点として様々な支援を行っている遠野市をはじめ、内陸地域の市町村による被災地への支援が継続的に実施されている。

このように、復興に向けては、沿岸地域と内陸地域の連携による全県一体となった継続的な取組が重要であり、県として、内陸市町村とも情報共有・意見交換を密にしながら十分な連携を図り、県全体として痛みと希望を分かち合いつつ、長期的な視野に立った取組を推進する。

## 2 県民、関係団体、企業、NPO、高等教育機関など県内外の多様な主体との連携

今回の大震災津波の発生以降、県民はもとより、全国や海外から様々な支援が寄せられるとともに、被災者一人ひとりに寄り添う様々なボランティア活動などが展開されている。被災者の「暮らし」の再建や「なりわい」の再生などの復興に向けた取組に当たって、こうした県民、各分野や地域等の関係団体、企業、NPO、高等教育機関をはじめとした多様な活動主体による「新しい公共」が果たす役割は大きい。

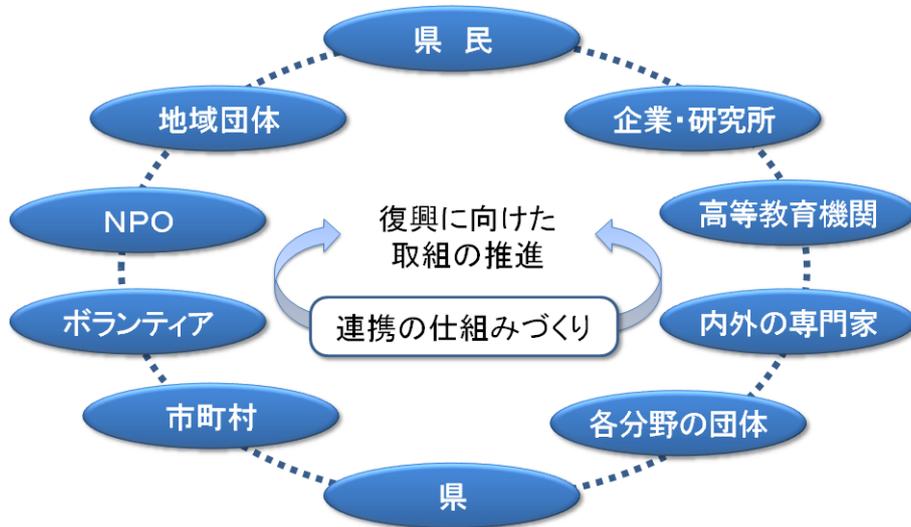
「いわて県民計画」においても、地域社会を構成するあらゆる主体が、共に支え合い総力を結集していくという「地域経営」の考え方に基づく取組を推進してきたところであり、復興に向けても、こうした「新しい公共」の力が最大限に発揮されるよう、民間を中心とした多様な復興活動の展開のための連携の仕組みづくりを促進し、その活動を支援する。

また、被災に伴い、地域や職場、家庭でのつながりが薄れることによって社会的な孤立が生じることが懸念されており、こうした課題に対応し、被災者一人ひとりにとっての復興を実現するため、女性や高齢者、障がい者、子ども、若者、外国人県民等の視点も含めた、社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)の観点に立った取組の展開が図られるよう留意する。

さらに、災害直後からの救援・復旧に当たって全国や海外と培われたつながりの芽を大切

にし、引き続き、復興に向けた多様な連携の輪を広げていく。

### 復興に向けた多様な主体との連携のイメージ



### 3 国家プロジェクトとしての復興の提案等

今回の大震災津波は、被害の広域性・甚大性から、県や市町村において対応できる範囲を大きく超える国家的な災害となっている。

また、本県沿岸地域をはじめとする東北の被災地が今回の大震災津波からの復興を遂げることは、日本全体の復興と、更なる発展に結び付くものである。

このため、国として、県や市町村との連携を図りながら、復興に向けた取組に対する積極的な支援を行うとともに、国直轄事業の実施も含め、国家プロジェクトとして主体的に取り組み、税財政措置や規制緩和、社会資本への重点投資、被災地の早期復興に向けた新たな制度の創設など、復興に向けた必要な措置を講じるよう、県として提案等を行っている。

この計画により、県としての復興の方向性と取組を明らかにしながら、引き続き、国に対して必要な提案等を行っていく。

### 4 他の地方公共団体との連携

今回の大震災津波は、本県のみならず、宮城県、福島県など広範な地域に未曾有の被害をもたらしている。また、災害に伴う産業活動の停滞や風評被害などによる社会経済への影響も甚大であり、今後の復興に向けた様々な課題を克服していくため、本県として進める取組の他、これら被災県、さらには、北海道・東北などの連携による県境を越えた取組を行っていく。

さらに、発災以降、本県に現地事務所を設置した関西広域連合をはじめ、東京都、静岡県、名古屋市など、多くの地方公共団体から力強い支援の手が差し伸べられており、こうした連

携は、新たな地方自治の姿を示唆するものと考えている。引き続き、地方公共団体との連携も復興の力としながら、取組を進めていく。

## **5 専門家の意見・提言の反映**

この計画は、科学的、技術的な知見に立脚し、被災市町村等の復興を長期的に支援するという考え方にに基づき、津波防災や土木、都市計画等の専門家、研究者の方々の実態調査や技術的な意見・提言などをベースとした岩手県東日本大震災津波復興委員会における審議を基本とし、被災地・被災者をはじめとする県内の各分野の方々の復興への意見、要望等も踏まえて策定している。

また、復興に向けて、県内をはじめ、全国、海外の専門家等から貴重な意見や提言・アイデアが数多く寄せられており、計画の策定とともに、具体的な取組に当たっての参考として活用していく。

特に、世界に誇る新しい三陸地域の創造に向けた「三陸創造プロジェクト」については、県民に将来の夢と希望をもたらす取組として実施するものであり、「開かれた復興」という観点に立ち、今後、県内外、さらに海外の専門家からの意見や提言もいただきながら、具体化を進めていく。

## **6 復興財源の確保**

復興のためには、国庫補助負担率の引き上げや補助対象の拡大、採択基準の弾力化等、国の力強い支援を基本とした措置の創設が不可欠であり、国に対して強く要請していく。

国庫補助負担率の引き上げや補助対象の拡大がなされた場合でも、地方が負担する費用は膨大となり、また、国庫補助制度等のすき間を埋めるきめ細かな単独事業の実施が重要であることから、これらの地方負担に対する財源措置の充実・確保が必要である。さらに、「復興一括交付金」など地方の創意工夫を発揮させる自由度の高い仕組みの創設なども必要であるため、これらについて引き続き国に対して強く要請していく。

また、本県では、独自課税として、「いわての森林づくり県民税」及び「産業廃棄物税」を実施し、それぞれの課税目的に則した施策を展開してきたところであるが、これらの税収についても、制度趣旨に基づく範囲において復興のために活用していく。

## **7 計画の進行管理**

迅速な復興を達成するため、計画の進行管理については、計画のマネジメントサイクルに基づき、県が行う施策、事業の実施状況や進捗について明らかし、計画の実効性を高め、その着実な推進を図るとともに、次に実施する取組につなげていく。